

県の肝炎対策及び助成制度等について

令和6年11月2日

令和6年度 地域肝炎対策サポーター研修会



岡山県保健医療部疾病感染症対策課作成

© 岡山県マスコット「ももっち・うらっちたち」

目次

- 01 岡山県の肝炎対策
- 02 無料肝炎ウイルス検査
- 03 医療費助成
- 04 岡山県肝炎陽性者フォローアップ事業
- 05 地域肝炎対策サポーター登録制度
- 06 お知らせ

目次

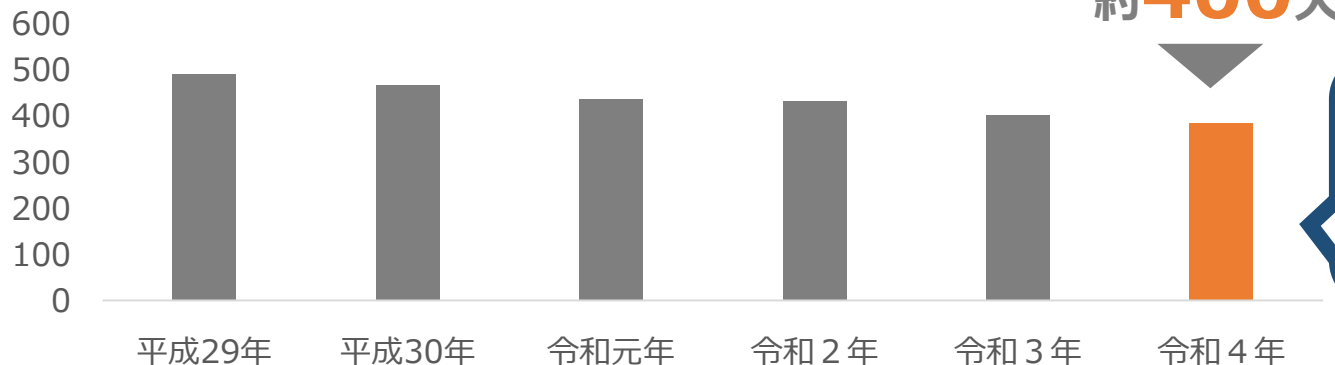
- 01** 岡山県の肝炎対策
- 02** 無料肝炎ウイルス検査
- 03** 医療費助成
- 04** 岡山県肝炎陽性者フォローアップ事業
- 05** 地域肝炎対策サポーター登録制度
- 06** お知らせ

01 岡山県の肝炎対策

1) 肝がんによる岡山県の年死亡者数

出典：人口動態調査（全国）、
国立がん研究センター「がん情報サービス」（岡山県）

肝がんによる岡山県の年死亡者数

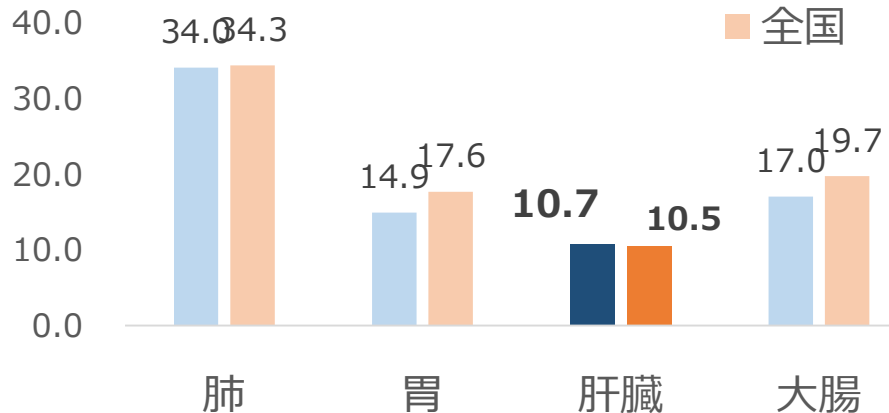


R4
約**400**人

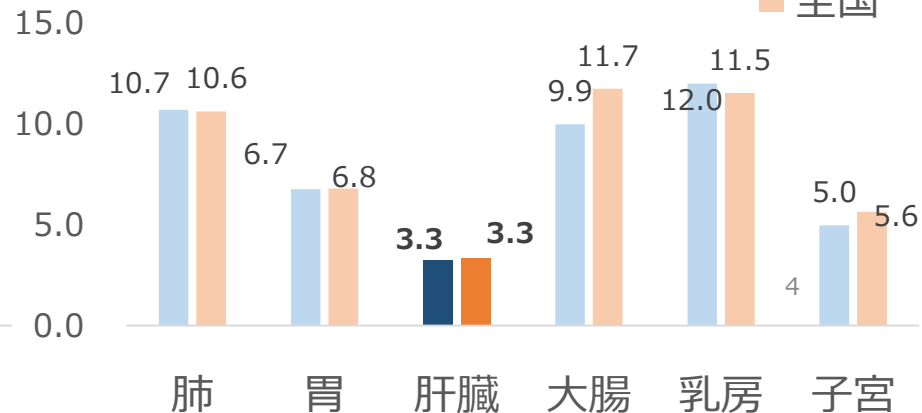
全国は
約**2.4**万人

R4 年齢調整死亡率（肝がん）

男性



女性



01 岡山県の肝炎対策

2) 肝炎対策計画の策定

計画

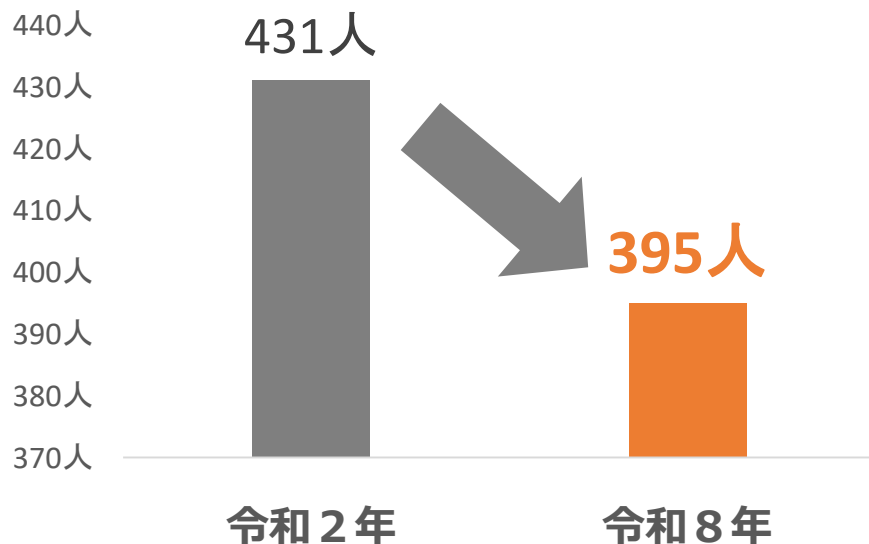
第3次岡山県肝炎対策計画（計画期間：令和4年度～令和8年度）

目的

肝炎患者等が早期に診断され、安心して適切な肝炎医療を受けられる社会の構築

全体目標

肝がん死亡者数



個別目標

1 肝炎ウイルス検査数

10万件以上（5年間累計）

2 肝炎サポーター新規登録者数

110人以上（5年間累計）

目次

- 01 岡山県の肝炎対策
- 02 **無料肝炎ウイルス検査**
- 03 医療費助成
- 04 岡山県肝炎陽性者フォローアップ事業
- 05 地域肝炎対策サポーター登録制度
- 06 お知らせ

02 無料肝炎ウイルス検査

概要

市町村が行う健康増進事業や職場での健診等で検査受検機会のない方を対象に、無料検査を実施している。

実施場所

- 県保健所・支所
- 岡山市保健所（岡山市の方）
- 倉敷市保健所（倉敷市の方）
- 肝炎一次専門医療機関

目次

- 01 岡山県の肝炎対策
- 02 無料肝炎ウイルス検査
- 03 **医療費助成**
- 04 岡山県肝炎陽性者フォローアップ事業
- 05 地域肝炎対策サポーター登録制度
- 06 お知らせ

03 医療費助成

1) 肝炎医療費助成制度

概要

B型、C型ウイルス性肝炎と診断された方で、**岡山県内に住所を有しており**、認定基準を満たす方

助成対象治療

B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎に対して行う保険適用の抗ウイルス治療

- 核酸アナログ製剤治療
- インターフェロンフリー治療
- インターフェロン治療 etc

03 医療費助成

1) 肝炎医療費助成制度

助成額

原則月額 1 万円（上位所得階層は 2 万円）を超える肝炎治療費を助成

助成額


- ・助成期間は原則1年以内
- ・核酸アナログ製剤治療は、更新が可能（要申請）

03 医療費助成


1) 肝炎医療費助成制度

肝炎治療受給者証（サンプル）

| 肝炎治療受給者証 (インターフェロンフリー治療) | |
|-----------------------------|---------------------------------|
| 公費負担者 番号 | 受給者 番号 |
| 住所 氏名 性別 | 受給者の 氏名・住所など |
| 疾病名 | |
| 保健医療機関 又は 保健薬局 | 保健医療機関 保健薬局 ※受給者証を使用できる機関 |
| 有効期間 月額自己 限度 | 受給者証の有効期限 |



| 肝炎治療受給者証 (核酸アナログ製剤治療) | |
|--------------------------|---------------------------------|
| 公費負担者 番号 | 受給者 番号 |
| 住所 氏名 性別 | 受給者の 氏名・住所など |
| 疾病名 | |
| 保健医療機関 又は 保健薬局 | 保健医療機関 保健薬局 ※受給者証を使用できる機関 |
| 有効期間 月額自己 限度 | 受給者証の有効期限 |



03 医療費助成

1) 肝炎医療費助成制度

申請に必要な書類

- ① 肝炎治療受給者証交付申請書
- ② **肝炎一次専門医療機関の医師が記入した**受給者証交付申請書用の診断書
- ③ 申請者の健康保険証の写し
- ④ 申請者の属する世帯全員の記載がある住民票
- ⑤ 世帯全員の市町村民税課税証明書

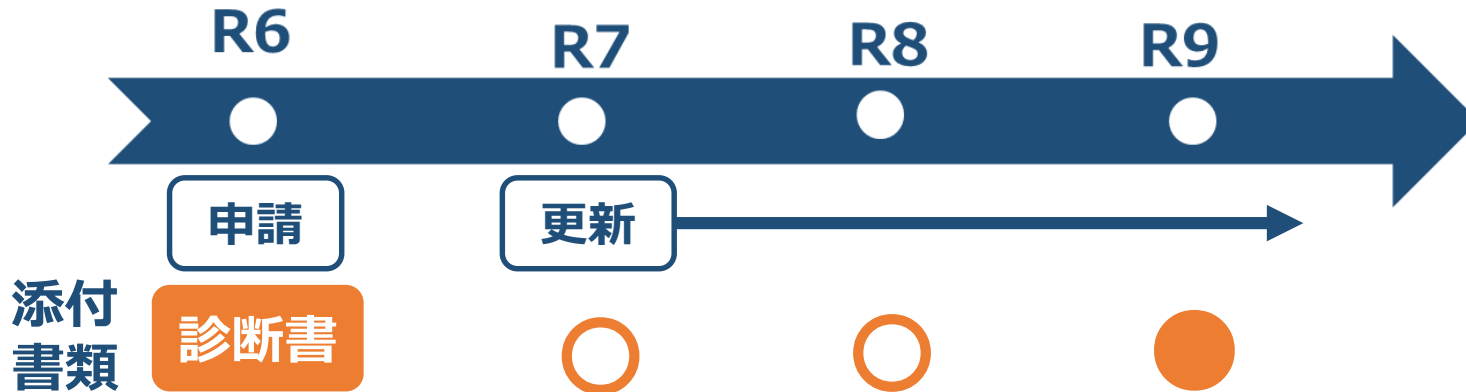
手続きは最寄りの
保健所で！



03 医療費助成

1) 肝炎医療費助成制度

核酸アナログ治療 更新の場合



○ **お薬の内容がわかるもの** のみで手続きが可能

● **診断書** または **お薬の内容がわかるもの** + **血液検査の結果**

● の手続きをした場合、次回と次々回の更新はお薬手帳の写しのみで可。

03 医療費助成

1) 肝炎医療費助成制度

核酸アナログ治療 更新の場合

血液検査の結果

以下の7項目が必要です。

- HBs抗原
- HBe抗原
- HBe抗体
- HBV-DNA定量
- AST(GOT)
- ALT(GPT)
- 血小板数(PLT)

お薬の内容がわかるもの

- お薬手帳
- 薬の説明書
- 薬剤情報提供書
- 調剤明細書

などの写し

03 医療費助成

2) 肝がん・重度肝硬変医療費助成

B型・C型肝炎ウイルスを原因とする肝がん・重度肝硬変と診断された方に対し、入院医療費及び通院医療費等の助成を行うもの。

事業の見直しにより、令和6年4月から助成要件が緩和された。**(対象月数の要件緩和等)**

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証

| | |
|--------|---------|
| 申請者氏名 | |
| 生年月日 | |
| 性別 | |
| 住所 | |
| 電話番号 | |
| 医療機関 | |
| 医師 | |
| 診断書提出日 | |
| 診断内容 | |
| 申請金額 | 10,000円 |
| 申請理由 | |
| 申請者印 | |
| 医師印 | |
| 申請日 | |

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業
参加者証(サンプル)

03 医療費助成

2) 肝がん・重度肝硬変医療費助成

○助成対象となる主な要件

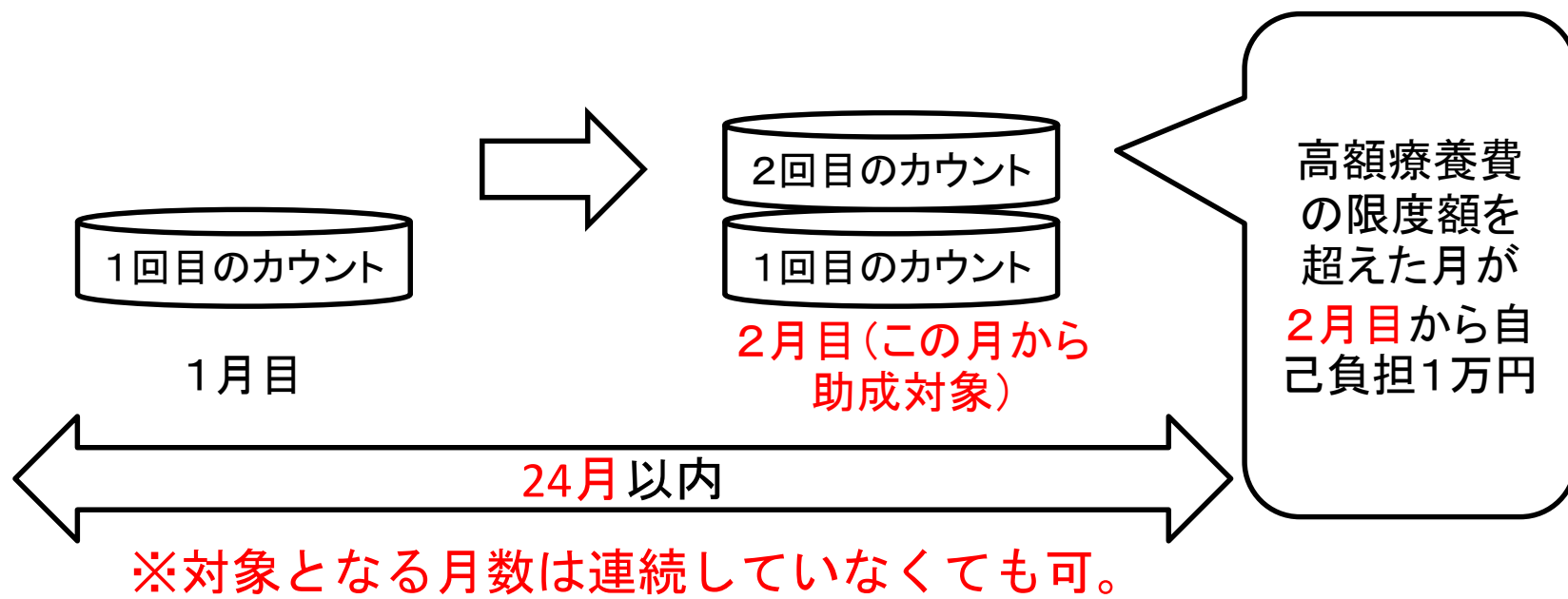
- ・岡山県内在住であること。
- ・B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん・重度肝硬変と診断されていること。
- ・年収約370万円以下であること。
- ・肝がん・重度肝硬変の入院治療又は肝がんの通院治療に係る医療費について、高額療養費算定基準額を超えた月が助成月を含め過去2年間で2月以上あること。
- ・肝がん・重度肝硬変の入院治療又は肝がんの通院治療（※）を受けていること。

※「分子標的薬、免疫チェックポイント阻害薬による化学療法」、「肝動注化学療法」、「粒子線治療」に限る。

03 医療費助成

2) 肝がん・重度肝硬変医療費助成

- 肝がん・重度肝硬変の入院治療又は肝がんの通院治療に係る医療費について、高額療養費算定基準額を超えた月が助成月を含め過去2年間で2月以上あること。（入院・通院の組み合わせは問わない）



03 医療費助成

2) 肝がん・重度肝硬変医療費助成

○助成額

患者の自己負担額が月額 1 万円となるよう高額療養費の限度額と 1 万円との差額。

○助成期間

- ・原則として、申請書を提出した日の属する月の初日から 1 年間。
- ・必要と認められれば更新が可能（要申請）。

○助成方法

- ・入院の場合、患者は窓口で月額 1 万円を支払う。（現物給付）
- ・通院の場合、患者は窓口で一部負担金（3 割等の金額）を支払い、後日、県に請求を行う。（償還払い）

03 医療費助成

2) 肝がん・重度肝硬変医療費助成

○申請に必要な書類(新規申請時の場合)

①参加者証交付申請書

②臨床調査個人票及び同意書

※指定医療機関の医師が記入し、原則申請者本人が同意したもの

③医療記録票の写し

④健康保険証等の写し

⑤限度額適用認定証等の写し(70歳以上で所得区分が「一般」の方は除く)

⑥申請者の住民票

(70歳以上で所得区分が「一般」の方は世帯全員の住民票)

⑦申請者及び世帯全員の住民税課税・非課税証明書類

(70歳以上で所得区分が「一般」の方のみ)

※太字書類(②、③)は、医療機関で発行するもの

手続きは
最寄りの保健所で



目次

- 01 岡山県の肝炎対策
- 02 無料肝炎ウイルス検査
- 03 医療費助成
- 04 岡山県肝炎陽性者フォローアップ事業
- 05 地域肝炎対策サポーター登録制度
- 06 お知らせ

04 岡山県肝炎陽性者フォローアップ事業

肝炎ウイルス検査で陽性と判定された方を対象としてウイルス性肝炎の重症化を予防するための事業

1 陽性者のフォローアップ

本人の同意を得た上で、受診状況を確認し、必要に応じて受診をお勧めする。

2 検査費用の助成

医療保険の給付額を除いた自己負担額を申請により償還払いを行う。

04 岡山県肝炎陽性者フォローアップ事業

2 検査費用の助成【助成要件】

初回精密検査 (助成回数：1回)

- **1年以内**に肝炎ウイルスが陽性となった方（職域検査、保健所検査等）
- 対象となる検査に係る費用を全額助成

定期検査 (助成回数：2回)

- **肝炎治療受給者証の交付を受けていない方**
- 慢性肝炎・肝硬変・肝がん患者（治療後の経過観察者含む）
- 市町村民税（所得割）課税年額が**235,000円未満**の世帯に属する方

- **岡山県肝炎一次専門医療機関**で精密検査を受けた人
- 肝炎陽性者フォローアップ事業の参加に同意した人
- 各種医療保険に加入している人

04 岡山県肝炎陽性者フォローアップ事業

岡山県 肝炎 フォローアップ



目次

- 01 岡山県の肝炎対策
- 02 無料肝炎ウイルス検査
- 03 医療費助成
- 04 岡山県肝炎陽性者フォローアップ事業
- 05 **地域肝炎対策サポーター登録制度**
- 06 お知らせ

05 地域肝炎サポーター登録制度

登録方法



活動に必要なもの

県から提供

活動報酬等

- 無償
- サポーターの所属する勤務先・団体を肝炎対策に積極的に取り組んでいる企業・団体として県ホームページで紹介

05 地域肝炎サポーター登録制度

サポーター登録方法

岡山県ホームページに掲載している地域肝炎対策サポーター登録申込フォームよりお申し込みください。

岡山県 肝炎サポーター



県ホームページQR

目次

- 01 岡山県の肝炎対策
- 02 無料肝炎ウイルス検査
- 03 医療費助成
- 04 岡山県肝炎陽性者フォローアップ事業
- 05 地域肝炎対策サポーター登録制度
- 06 お知らせ

06 お知らせ

1) 長期収載品の選定療養における肝炎治療特別促進事業の助成対象について

令和6年10月1日から、後発品（ジェネリック医薬品）がある薬で、先発医薬品の処方を患者が希望する場合は、選定療養の対象となります。



核酸アナログ製剤「バラクルード錠0.5mg」

先発品の処方により生じる「特別の料金」も肝炎治療特別促進事業における医療費助成の対象外となります。

お問合せ先

岡山県 保健医療部 疾病感染症対策課

岡山市北区内山下 2 - 4 - 6

TEL 0 8 6 - 2 2 6 - 7 3 3 1

FAX 0 8 6 - 2 2 6 - 7 9 5 8

E-mail kantai@pref.okayama.lg.jp

担当：感染症対策班 岡崎、渡邊



ご清聴ありがとうございました。

